

知立市と碧海信用金庫との連携・協力に関する包括協定

知立市（以下「甲」という。）と碧海信用金庫（以下「乙」という。）は、相互が連携して、持続可能な地域社会の構築に向けた取組を推進するため、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がパートナーシップをさらに強化し、SDG sの達成に資する取組を実施することにより、地域の産業等の振興を図り、生活の場としての安らぎ及びいきいきと活動している人が生み出すまちのにぎわいを創出し、その住みよさを誇れる『輝くまち みんなの知立』の実現に向けたまちづくりに貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、法令に反しない範囲で、下記の項目について連携し協力するよう努めるものとする。

- （1）SDG sの普及促進に関すること。
- （2）人と環境にやさしく、健康で安心して暮らせるまちづくりに関すること。
- （3）人々が集う交流のまちづくりに関すること。
- （4）次代を担う子どもを豊かに育むまちづくりに関すること。
- （5）互いの人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくりに関すること。
- （6）芸術や文化を大切にするまちづくりに関すること。
- （7）その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の非公表情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。また、甲及び乙は、第1条に規定する目的以外に相手方の非公表情報を使用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報は、非公表情報に含まれないものとする。

- （1）相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
- （2）相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
- （3）相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- （4）法令により開示を求められた情報

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の変更および解除）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、または解除できるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月5日

甲 知立市長

乙 碧海信用金庫
理事長

林 郁夫

小内 正幸